

様

(利用者 ID : \_\_\_\_\_ )

# 重要事項説明書

〈2025年3月1日改定〉

医療法人公仁会  
姫路中央病院訪問看護ステーション

姫路市飾磨区上野田1丁目16番1

TEL 079-235-7560

FAX 079-235-7559

当事業所は、訪問看護事業の指定を受けています。

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当訪問看護ステーションが説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 開設者の概要

所在地	姫路市飾磨区三宅 2 丁目 36 番地
開設者	医療法人公仁会 理事長 東 靖人
電話番号	079-235-7331
FAX 番号	079-235-4178
開設年月日	1970 年 4 月 1 日

### 2. 事業所の概要

事業所名称	医療法人公仁会 姫路中央病院訪問看護ステーション
所在地	姫路市飾磨区上野田 1 丁目 16 番 1
代表者名	管理者 三宅 めぐみ
電話番号	079-235-7560
FAX 番号	079-235-7559
設立年月日	2021 年 3 月 1 日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
営業日	月～土曜日
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) *緊急時は適宜対応

### 3. 事業所の目的と運営方針

#### 事業目的

利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り健康で自立した日常生活を営む事ができるように主治医及びかかりつけ医と連携をとり、快適な在宅療養が継続できるように支援する事を目的として、訪問看護サービスを提供します。

## 運営方針

利用者の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図り、生活の質が向上する訪問看護サービスを提供します。

各市町の高齢者サービス調整チームならびに他の関係諸機関との調整を図り在宅療養に効果的なサービスを提供します。

### 4. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域：姫路市（家島町は除く）

通常の事業の実施地域以外：要相談（交通費を別途ご請求します）

### 5. 職員配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しております。

看護師 7名以上

理学療法士・作業療法士 3名以上

### 6. 身分証明書の携帯

訪問看護師等は、訪問時に身分証となるものを携帯し、初回訪問時及び利用者の求めに応じて提示いたします。

### 7. 担当者の変更

訪問時には、利用者及びその家族の同意を得た上で訪問看護師等を決定します。また、訪問看護師等の変更については、事業所で相談に応じます。当事業所では、訪問看護師等の交替により、サービス利用上の支障がないように配慮し訪問看護サービスを提供します。

### 8. 当事業所が提供するサービス

#### ◎訪問看護サービス提供の手順

主治医やケアマネージャーからの依頼→主治医より訪問看護指示書発行  
→訪問看護サービスの開始

#### ◎サービス提供に際する同意書について

当事業所では、利用者に対して、サービス提供に際して訪問看護計画書を作成し、利用者の同意を得た上で訪問看護サービスを提供します。

## 対象となるサービス

健康相談	健康チェックと注意点と助言・病状の観察症状についての助言・心の健康チェック、緊急連絡や相談等対応
日常生活の看護	清潔の保持、食生活の援助、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり・床ずれ予防のケア、散歩等の介助、コミュニケーションの援助
在宅リハビリテーション介護	体位変換、関節等の運動、日常生活動作の訓練、日常生活用具の利用相談
各種評価	日常生活動作、介護状況、生活、家族、身体機能、福祉用具の選定、精神機能・高次脳機能等の評価
訓練・生活指導	基本動作訓練・指導、家族指導、生活指導、日常生活動作訓練・指導、生活関連動作訓練・指導
精神・心理面の看護	不安な精神・心理状態のケア、日常生活自立の支援、社会生活への復帰援助
認知症の看護	認知症のケアと相談、悪化防止のケア、事故防止のケア
検査治療促進のための看護	慢性疾患の看護、療養生活の指導・相談、留置カテーテル等の管理、床ずれその他の創部の処置、服薬指導・管理 その他医師の指示による検査・処置
介護者の相談	あらゆる病状・介護・日常生活に関する相談、精神的支援
社会福祉サービスの利用法	市町村の在宅福祉サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの紹介
終末期の看護	苦痛の緩和、尊厳の維持、終末の準備、家族への対応

## 9. 秘密の保持

事業所及びその職員は正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

事業所は、その職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。ただし、必要な情報提供について同意が得られない為にサービス調整ができず、一体的なサービス提供ができない等の不都合が生じる場合があります。

## 10. 家族などへの連絡

希望があった場合には、利用料金やサービス提供等について、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等にも伝えます。

## 11. 記録の保管について

利用者に提供したサービスについて訪問看護記録を作成し、これを最低5年間保管します。利用者の請求に応じて閲覧でき、複写物を有償で交付いたします。

## 12. 損害賠償

当事業所では、万が一の事故発生に備えて、損害保険に加入しています。サービスの提供により、当事業者に責めを帰すべき事故が発生した場合には速やかに対処いたします。加入した保険内容は、利用者の求めに応じて開示いたします。

## 13. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護サービス及び個人情報の取り扱い等に関する相談・苦情は以下の窓口で承ります。

窓 口 医療法人公仁会 姫路中央病院訪問看護ステーション  
電話番号 079-235-7560  
FAX 番号 079-235-7559  
対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分(営業時間内)

その他、次の公的機関においても苦情申し立て等ができます。

\*各市町村役場 窓口

\*姫路市役所 介護保険課

姫路市安田 4 丁目 1 番 電話 079-221-2923

\*兵庫県国保健康保険団体連合会(国保連)

神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 (センタープラザ内)

電話番号 078-332-5617

管轄の裁判所は、神戸地方裁判所姫路支部です。

#### 1 4. 重要事項の変更について

この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更について、口頭又は書類を交付し説明いたします。

#### 1 5. 契約の解約について

利用者は契約の有効期間中、契約の全部または一部を解約する事ができます。その場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。解約料は徴収しません。

また、やむを得ず事業者から契約を解約する場合は、1ヶ月前までに理由とともに通知します。

やむを得ない場合とは、

- ・事業所が、解散命令を受けた場合・破産した場合、またはやむを得ない理由により事業所の閉鎖やサービス縮小により、サービスの提供が困難となった場合
- ・利用者が故意に不実を告げたり、病状を告げなかつたりした為に介護方法を大きく変更しなければならないなど、円滑なサービス提供ができなくなった場合
- ・利用者や家族から訪問看護師等が暴力等を受けるなど、危険が及び、円滑なサービスができなくなった場合
- ・3ヶ月以上利用料を滞納するなど、契約の継続が困難になるような行為を行い事業所からの申し入れにも関わらず改善されない場合などを示します。

以下の場合は契約を終了いたします。

- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者の心身状況が自立と判定された場合
- ・利用者が入院・入所等により利用がない場合、契約を終了する事ができます。

#### 1 6. 緊急時の対応方法

緊急時には利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従い対応いたします。緊急連絡先に連絡いたします。

## 17-1. 介護保険でのサービス利用料金

別紙添付：資料①をご参照ください。

※サービス利用料金は、3年（介護）ごとに改定されます。

### ＜加算項目について＞

#### ○初回加算

初回訪問看護時や前回から2ヶ月（暦月）以上経過した訪問看護実施の場合

#### ○複数名訪問加算

①利用者の身体理由により1名による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

#### ○長時間訪問看護加算

特別管理加算対象者に対し、ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置づけられており、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、所定サービス費（60分以上90分未満）に加算

#### ○緊急時訪問看護加算（24時間対応）

営業時間外の連絡体制・訪問体制を希望される時

#### ○夜間・早朝又は深夜訪問加算

夜間・早朝又は深夜の訪問を実施した場合

※緊急時訪問看護を希望されている場合は、同月2回目以降の加算となります。

#### ○特別管理加算（I）（II）

医療器具を装着している方、特殊な処置が必要である場合

※加算対象になる状態は、看護師へお問い合わせください。

#### ○退院時共同指導加算

医療機関を退院される際に、看護師が医療機関の医師や看護師と共同し退院後の在宅での対応や提供が必要なサービス等について指導した場合

#### ○サービス提供体制強化加算（I）

職員配置やサービスの質向上など、一定の基準を満たす場合

※1回の訪問に対して加算されます。

#### ○訪問看護介護連携強化加算

喀痰吸引や胃瘻・腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者について介護職員と連携している場合

#### ○ターミナルケア加算

看取りに関して利用者又はご家族への同意を得た上死亡日前2週間以内に2回以上の訪問看護を行い、ターミナルケアを行った場合

## ＜介護保険対象外のサービス＞

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

- 複写物の交付（コピー代）・・・30円/枚+税
- 介護保険の支給限度額を超えたサービス・・・利用料全額（非課税）
- エンゼルケア（死後の処置）・・・10,000円+税

### ◎交通費

通常の事業実施地域の交通費（姫路市内）は無料

通常の事業実施地域以外 5kmまでは500円

5kmを超えた場合は1,000円を請求いたします。

## ●その他

### ＜料金支払い方法＞

利用料金は、1ヶ月毎に計算し、翌月に請求書を郵送します。病院又は附属クリニック会計にてお支払いください。来院でのお支払いが難しい方は、請求書に明記しております口座へ振り込みでのお支払いも可能です。

### ＜介護保険証等の確認＞

保険証は、変更・更新時には必ず窓口へご提示ください。

提示の際は、介護保険証・負担割合証・限度額認定証・公費（指定難病）受給者証・自己負担額管理台帳・保険証等ご用意ください。

ご来院が難しい場合は、訪問サービス担当者へご相談ください。

### ＜給付額の変更・介護度の変更がある場合＞

ケアプランの見直し・提供サービスの見直しになります。担当のケアマネージャーと相談の上、変更された額に合わせて利用料等を変更いたします。

### ＜償還払いとなる場合＞

給付額の変更・介護度の変更があり、審査決定までに長期間を要する場合は、利用料全額をお支払いの上、利用者様により保険者窓口にて償還払い（差額の払い戻し）の手続きをしていただく場合があります。

償還払いの手続きをされる際は、当院受付窓口にて「サービス提供証明書」を発行いたしますのでお申し出ください。

### ＜保険料の滞納をされている場合＞

保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合や居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

## 1 7 – 2. 医療保険でのサービス利用料金

別紙添付：資料②をご参照ください。

※サービス利用料金は、2年（医療）ごとに改定されます。

＜加算項目について＞

### ○難病等複数回訪問加算

所定の疾病を有する利用者又は週7日サービスの実施が必要な利用者に対して、主治医が必要と認めて、1日2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合

### ○緊急訪問看護加算

緊急の求めに応じて訪問看護を行った際、1日につき1回加算

### ○長時間訪問看護加算

①利用者が所定の状態（特別な管理が必要な状態）である場合

②医師が診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導が必要と認めた利用者

### ○複数名訪問看護加算

次のいずれかの状態で一人での看護職員による指定訪問看護が困難である場合、週1回を限度として加算

①末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病

②医師の診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者様

③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者

### ○夜間・早朝又は深夜訪問加算

夜間・早朝又は深夜の訪問を実施した場合

### ○24時間対応加算

24時間連絡対応が必要な場合

### ○特別管理加算（退院支援指導加算と併せて実施した場合：特別管理指導加算）

医療器具を装着している方、特殊な処置が必要である場合

※加算対象になる状態は、看護師へお問い合わせください

### ○退院時共同指導加算

医療機関を退院される際に、看護師が医療機関の医師や看護師と共同し退院後の在宅での対応や提供が必要なサービス等について指導した場合

### ○退院支援指導加算

所定の疾病・状態にある利用者に対し、医療機関を退院する日に訪問看護を実施した場合

### ○在宅患者連携指導加算

看護師等が利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保健医療機関と情報の共有を行い、その情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合

### ○在宅患者緊急時カンファレンス加算

利用者の急変時に訪問診療医・訪問薬剤師・歯科医師等と合同で利用者についてカンファレンスを実施した場合

### ○看護師・介護職員連携強化加算

喀痰吸引、胃瘻・腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者について介護職員と連携した場合

### ○訪問看護医療DX情報活用加算

オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

### ○訪問看護情報提供療養費

所定の疾病・状態を有する利用者について、市町村へ情報提供した場合

利用者の入院時に入院先医療機関へ情報提供した場合

### ○ターミナルケア加算

看取りに関して利用者又はご家族への同意を得た上で死亡日前2週間以内に2回以上の訪問看護を行い、ターミナルケアを行った場合

## ＜医療保険対象外のサービス＞

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

- 複写物の交付（コピー代）・・・30円/枚+税
- エンゼルケア（死後の処置）・・・10,000円+税

### ○交通費

当院から半径10km未満・・・無料

当院から半径10km以上・・・超えた地点より100円/1km

### ●その他

特定疾患、被爆者の認定をお持ちの方は減免または免除、生活保護の方は必要と認められた訪問看護について利用料が免除されます。

遷延性意識障害（寝たきりで意識障害があり、意思の疎通ができない等の状態が3ヶ月以上続いている）の方には補助制度があります。最寄りの保健所、または県の難病対策室にお問い合わせください。

### ＜料金支払い方法＞

利用料金は、1ヶ月毎に計算し、翌月に請求書を郵送します。病院又は附属クリニック会計にてお支払いください。来院でのお支払いが難しい方は、請求書に明記しております口座へ振り込みでのお支払いも可能です。

### ＜保険証等の確認＞

健康保険証・公費受給者証（指定難病等）・自己負担額管理台帳、介護保険証・介護保険負担割合証等の確認をいたしますので、毎月窓口へご提示ください。変更・更新時には必ず窓口へ提示をお願いします。変更中や申請中の場合はお申し出ください。ご来院が難しい場合は、訪問サービス担当者へご相談ください。

## 【重要事項説明確認欄】

西暦 年 月 日

- (乙) 当事業者は、(甲1)に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、  
 (甲1)  (甲2)に対し、重要事項説明書に基づいて重要事項を  
説明しました。

(乙) 訪問看護サービス事業所

所在地 姫路市飾磨区上野田1丁目16番1

名 称 医療法人公仁会  
姫路中央病院訪問看護ステーション

管理者 三宅 めぐみ 印

説明者 印

- (甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、(乙)から重要事項について  
説明を受けました。

(甲1) 利用者

住 所

氏 名 印

(甲2) 利用者の署名代行者

住 所

氏 名 印  
(利用者との関係 )

## 個人情報使用同意書

訪問看護サービスを利用するにあたり、利用者の病歴・身体状況等を含む個人情報を、医療法人公仁会 姫路中央病院訪問看護ステーションが使用することに同意します。

西暦 年 月 日

医療法人公仁会  
姫路中央病院訪問看護ステーション 殿

ご利用者名 印

ご家族名 印